

自主防災組織について

1. 自主防災組織とは何か。

地域住民の方々が「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助の意識や連帯感に基づき、災害による被害を予防し、あるいは軽減するための活動を行うことを目的とし、自主的に結成する組織です。

2. 自主防災組織の役割 (習志野市地域防災計画より抜粋)

<平常時>

- 防災に関する知識の広報・啓発(地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策)
- 地震による災害危険度の把握(土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ)
- 防災訓練(個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練)
- 家庭の安全点検(家具等の転倒・落下防止、火気器具、危険物品・木造建物の点検)
- 防災資機材等の整備(応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備)
- 要配慮者対策(高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、病弱者等の要配慮者の把握、支援方法の検討など)
- 他団体と連携した訓練活動の実施(近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練)

<災害発生時>

- 情報の収集及び伝達(地域内の被害状況、災害対策本部からの情報、津波予報及び警報、ライフラインの状況、地域住民に対する避難指示等)
 - ➔ 情報の流れ
 - ※ 収集：住民 → 地区対策支部(各小学校) → 災害対策本部(市庁舎)
 - ※ 伝達：災害対策本部(市庁舎) → 地区対策支部(各小学校) → 住民
 - ➔ 情報入手方法
 - ※ 資料2(3ページ)
- 出火防止及び初期消火の実施
- 地域内の安否確認の実施
- 救出・救護の実施及び協力(救出活動・救護活動)
- 避難に関する協力(避難誘導、避難所の運営等)
- 給食・給水に対する協力(避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出し等)
- 避難住民宅周辺の防犯パトロールの実施

3. 自主防災組織代表者の役割

防災活動が意義のある活動となるよう、組織としての活動目標の設定や防災訓練、研修会等の活動計画を立て、効率的に組織の運営を行います。

また、地域住民が防災に関する正しい知識を共有し、各家庭で災害に備え、自主防災組織の活動への積極的な参加を促すことです。

その地域(地区)の核(要)となる人です。

4. 習志野市自主防災組織の現況

自主防災組織数: 225組織(令和4年4月現在)

組織率: 60.7% (加入世帯数 / 市内全世帯数)

5. その他

自主防災組織の役割における「広報・啓発活動」のうち次の2つについて検討している場合は、危機管理課までご連絡ください。

① 防災に関する勉強会を市に依頼する場合

習志野市では、市の職員が地域の勉強会に出向いて市政等についてお話しする「まちづくり出前講座(10名以上のグループが対象)」を受け付けています。

詳細につきましては、市のホームページで「まちづくり出前講座」で検索していただければ、申込方法が掲載されておりますので、ぜひご確認ください。また、分からない点等がございましたら、危機管理課にお問い合わせください。

② 地域の防災訓練等で地震体験車を利用する場合

千葉県では、地震の揺れの怖さを体験して、防災意識の高揚及び災害に対する知識の向上を図れるよう、地震体験車を1台保有し、市を通して県民の皆さんに地震の体験をしていただいております。

なお、地震体験車の借用申請は、利用する日の6カ月前の月初め(休庁日の場合は、翌日)となります。

予約、は危機管理課が千葉県に電話で行い、複数の申し込みがあった場合には、抽選により決定することとなっております。

なお、空きがある場合は、6カ月以内の申込みを受け付けてもらえますが、土日はまず空きが出ませんので、地震体験車を利用したい場合は、利用する日の6カ月以上前までに危機管理課にご連絡ください。



地震体験車まもるくん(千葉県保有)

③ 令和4年度自主防災組織研修会 年間スケジュール

- ➔ 第一回 自主防災組織リーダー研修会 … 5月14日(土)
- ➔ 第二回 習志野市総合防災訓練 … 9月11日(日)
- ➔ 第三回 日本大学生産工学部 防災講座 … 秋ごろを予定
- ➔ 第四回 危機管理講演会 … 1月14日(土)

習志野市危機管理課

TEL 047-453-9211(直通)

047-451-1151(代表)

災害時の情報入手方法について

1. 情報収集への備え

災害時には情報の入手が困難になるため、事前の備えが重要となります。災害情報の入手方法について、防災行政無線のみならず、各種情報伝達サービスへの登録や、携帯ラジオ等の準備など、自らの環境に応じて必要な情報が得られるよう準備しましょう。

◆ 各種情報伝達サービス

- ① 緊急情報サービス「ならしの」
- ② Yahoo! 防災速報
- ③ 習志野市公式ツイッター
- ④ 習志野市公式ライン
- ⑤ 習志野市ホームページ

2. 防災行政無線

避難所の開設などの災害情報は、防災行政無線を利用して周知します。しかしながら、防災行政無線の放送は家の中では聞こえませんので放送時には様々な媒体を利用し、情報収集に努めてください。

なお、放送は各自主防災組織代表者にお渡ししている戸別受信機(アナログ)及び今回お配りしました戸別受信機(デジタル)または、J:COMの防災情報サービス(有料)でも聞くことができます。聞き逃した際はテレホンサービスにより、御確認ください。

防災行政無線テレホンサービス : 047-452-1300(有料)

3. 緊急情報サービス「ならしの」

災害情報や竜巻注意情報などの気象情報、犯罪・防犯に関する情報など、9つのカテゴリの中から必要な項目を選択するだけで、携帯電話(スマートフォン)、パソコンなどに緊急情報をリアルタイムに配信します。まだ登録をされていない方は、ぜひ御登録ください。



左記のQRコードを読み取りメールを送信すると、折り返し、登録用メールが届きます。手順に沿ってご登録ください。

※QRコード未対応機種は下記アドレスまで空メール

※お手数ですが「@city.narashino.lg.jp」からのメールを受信できるよう、設定変更をお願いします。

t-narashino@sg-m.jp

4. Yahoo!防災速報

令和2年5月から、Yahoo!のサイト、Yahoo!防災速報アプリの「自治体からの緊急情報」に情報掲載を始めました。登録していただくと習志野市が発信した情報をプッシュ通知で受け取ることができます。

5. 習志野市公式ツイッター

習志野市ではツイッターを利用した情報発信をしております。

習志野市公式情報 @Narashino_EI

6. 習志野市公式 LINE

習志野市ではスマートフォンアプリ LINE を用いた情報発信をしております。
令和4年4月時点で8万人以上が登録しております。

7. 習志野市ホームページ

災害発生時や重要な情報発信をする際には、習志野市のホームページを活用した情報発信も行っております。

・習志野市ホームページ [<https://www.city.narashino.lg.jp>]

※災害時には情報収集が重要です。正確な情報を確実に入手できるように努めましょう。

戸別受信機について

1. 戸別受信機とは

市内に設置された防災行政無線のスピーカーから流れる放送が、家の中でも聞くことができる受信機です。戸別受信機は通常 AC 電源を使用しますが、停電時には電池でも使用できます。

2. アナログとデジタルの違い

アナログは「連続的」、デジタルは「離散的」という違いがあります。

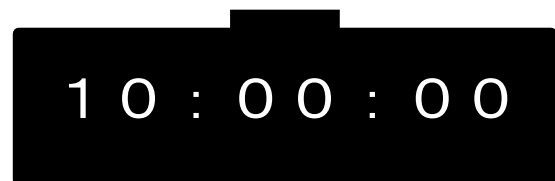
【連続:途中で切れなく続くこと。 離散:まとまっていたものをちりぢりにすること。】

アナログ放送は、大きな弱点が二つあります。それは「電波の帯域不足」と「ノイズの影響」です。逆に考えてみると、デジタルは「ノイズに強い」と読み取れます。

アナログ時計



デジタル時計



3. 聞こえない場合

まず、電源が入っているか確認してください。(コンセントの接続確認もしくは、電池が入っているか)次に音量(ボリューム)の確認をした後に窓際で試してみてください。それでも難しい場合は、デジタル・アナログ2種類を併用してください。

4. 電波が入らない場合

自宅の中でも電波の入りやすい場所とそうでない場所があります。窓際でデジタルとアナログを併用してみてください。今回配る戸別受信機はデジタルですが、従来の戸別受信機(アナログ)が使えなくなるわけではありません。

警戒レベルを用いた防災情報の発信について

■ 防災気象情報をもとにとるべき行動と、相当する警戒レベルについて（表：気象庁 HP 参考）

情報	とるべき行動	警戒レベル
<ul style="list-style-type: none"> ・大雨特別警報 ・氾濫発生情報 	<p>地元の自治体が警報レベル5緊急安全確保を発令する。判断材料となる情報です。災害が発生又は切迫していることを示す警報レベル5に相当します。</p> <p>何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっています。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保してください。</p>	警戒レベル 5 相当
<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報 ・危険度分布 ・氾濫危険情報 ・高潮特別警報 ・高潮警報 	<p>地元の自治体が警戒レベル4避難指示を発令する目安となる情報です。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。</p> <p>災害が想定されている区域等では、自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくてもキキクル(危険度分布)や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をしてください。</p>	警戒レベル 4 相当
<ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報(土砂災害)※1 ・洪水警報 ・危険度分布 ・氾濫警戒情報 ・高潮注意報 	<p>地元の自治体が警戒レベル3高齢者等避難を発令する目安となる情報です。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。</p> <p>災害が想定されている区域等では、自治体からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方もキキクル(危険度分布)や河川の水位情報等を用いて避難の準備をしたり自ら避難の判断をしたりしてください。</p>	警戒レベル 3 相当
<ul style="list-style-type: none"> ・危険度分布「注意」 ・氾濫注意情報 	<p>避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当します。</p> <p>ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。</p>	警戒レベル 2 相当
<ul style="list-style-type: none"> ・大雨注意報 ・洪水注意報 ・高潮注意報 	<p>避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2です。</p> <p>ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。</p>	警戒レベル 2
<ul style="list-style-type: none"> ・早期注意情報 (警報級の可能性) 	<p>災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高めてください。</p>	警戒レベル 1

※1 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。

※ 警戒レベルは、気象庁等が発表する情報で避難行動をとるための参考情報です。

Web版防災ハザードマップについて

パソコンやスマートフォン等で、各種災害の被害想定や避難所等の防災施設を確認できる「習志野市 Web 版防災ハザードマップ」を公開しています。



- 👉 いつでも、どこでもアクセスできる！
- 👉 お好きな地点のハザード情報を確認できる！
- 👉 現在地から避難所までの距離を確認できる！
- 👉 地図と防災豆知識を印刷できる！

1. ハザードマップの種類

- 震度分布に関するマップ
- 液状化に関するマップ
- 津波に関するマップ
- 洪水に関するハザードマップ
- 内水に関するハザードマップ
- 高潮に関するハザードマップ
- 土砂災害に関するマップ(土砂災害警戒区域)
- 防災施設に関するマップ(避難所、一時避難場所等)

2. Web 版防災ハザードマップを見るには？

方法①

検索サイトで下記のとおり入力

習志野市 防災ハザードマップ 🔍

方法②

QRコードを
読み取る



- ① ご覧になりたい災害の種類を選択
- ② 利用条件を確認し、「同意する」を選択
- ③ メニュー内の「住所検索」に住所を入れると、その場所を中心とした地図が表示される。
- ④ 地図内のアイコンを選択すると、施設情報等が表示されます。

令和4年度習志野市総合防災訓練について

1. 目的

市民、市役所、関係機関が連携し、「自助」、「共助」の強化を目的として実施する。特に、今年度は感染症対策に重点を置いた訓練とする。

また、各会場の地区の特性を踏まえ、その地区の要望を取り入れた個別課目訓練を実施し、より多くの市民の方に充実感をもって参加いただける訓練とする。

2. 実施日時

令和4年9月11日(日)午前9時～午後1時(予定)

※雨天決行。ただし、気象警報発表時等は市が配備体制を取るため中止とします。

3. 訓練想定

令和4年9月11日(日)午前9時に習志野市直下を震源とするマグニチュード7.3の地震が発生し、習志野市では震度6強を観測

4. 訓練内容及び会場

訓練内容		訓練会場
市民 防災力 向上 訓練	①市民初動訓練 〔シェイクアウト、火災予防措置、 地域での安否確認、被害状況の把握 等〕	各家庭や地域等
	②地区対策支部運営訓練	市内公立小学校15校*の指定場所(校舎内)
	③避難所運営訓練	市内公立小学校15校*、県立実籾高等学校の体育館等
	④個別課目訓練 〔応急給水訓練、初期消火訓練 等〕	市内公立小学校15校*、県立実籾高等学校の体育館・グラウンド等
	⑤医療本部・応急救護所訓練 〔医療関係者等による訓練〕	第一中学校、第二中学校、第七中学校、市庁舎 GF、保健会館、災害拠点病院(1箇所)、救急告示病院(3箇所)

※実籾小学校(令和4年度は改修工事のため会場使用不可)を除く公立小学校

訓練の詳細については、6月下旬～7月下旬に開催される事前説明会及び広報習志野8月15日号やホームページ等でお知らせします。

5. 事前説明会日程等

開催日時		開催場所(各時間で2ヶ所同時開催)	
6月25日(土)	10:00~11:30	屋敷小学校	実籾コミュニティホール(※実籾地域)
	14:00~15:30	大久保小学校	大久保東小学校
7月 2日(土)	10:00~11:30	津田沼小学校	実花小学校
	14:00~15:30	藤崎小学校	東習志野小学校
7月16日(土)	10:00~11:30	谷津小学校	谷津南小学校
	14:00~15:30	向山小学校	鷺沼小学校
7月23日(土)	10:00~11:30	袖ヶ浦東小学校	秋津小学校
	14:00~15:30	香澄小学校	袖ヶ浦西小学校
7月30日(土)	10:00~11:30	習志野市役所3階会議室(※予備日)	

- (1)各学校の体育館(※実籾地域を除く)で実施します。お住まいの学区の小学校での説明会に御参加ください。
- (2)受付は開始時間の20分前より行います。なお、事前申込は不要です。
- (3)駐車場はありませんので、公共交通機関を御利用ください。
- (4)小学校会場での説明会に都合の付かない方は、7月30日の習志野市役所での説明会に御参加ください。

令和4年度自主防災組織助成金について

1. 自主防災組織助成金について

自主防災組織が行う防災訓練、防災研修、防災啓発活動等に要した経費や、防災資機材の購入費用等を助成し、地域の自主的な防災体制の整備を支援します。

2. 助成金額(上限額)

(自主防災組織に属する世帯の数×50円)+30,000円 ※上限 60,000円

例)250世帯の場合…250世帯×50円+30,000円=42,500円

※上記は、防災活動等に要した経費に対して助成するものです。余剰金を次年度への繰越金とすることはできません。

※当該年度に1回限り申請することができます。

※前年度に購入した備品は助成対象になりません。

3. 助成金対象経費の一例

■対象経費の一例

項目	主な内容
防災訓練経費	炊き出し訓練用食材、訓練備品、保険料 他
防災研修経費	講座受講料、講師等謝金、印刷製本費、消耗品費、交通費 他
防災備蓄品	備蓄食料、保存水、発電機、ブルーシート、毛布、消毒液、マスク、懐中電灯、携帯ラジオ、土のう袋 他
その他	防災啓発チラシ作成費、郵便料金 他

■対象とならない経費の一例

○ お酒、お惣菜など炊き出し訓練用食材としてふさわしくないもの

○ 懇親会飲食費

○ 防災関連以外の経費(例. 防犯カメラ設置費用、防火管理者講習費 等)

※ 助成金の対象となるかわからない場合は、購入前に危機管理課へ御相談ください。

4. 助成金申請までの流れ(イメージ例)

①自主防災組織で炊き出し訓練を実施(食材費3万円分購入)

自主防災組織が管理する防災倉庫内の備品を購入(備蓄水2万円分購入)



②購入時の領収書(レシート)を添付して助成金申請

(申請受付期間…令和5年1月10日(火)から令和5年3月31日(金)まで)



③危機管理課で内容を審査し、申請から約1ヶ月後に指定口座へ助成金振込

助成金の申請書等は、令和4年6月頃に各組織の代表者宛てに郵送します。

防火防災訓練災害補償等共済制度について

1. この制度のてん補の対象となる訓練

(1) 習志野市が主催する防火防災訓練で、地域内の住民を対象としたもの。

(総合防災訓練、普通救命講習 等)

(2) 自主防災組織や町会等が主催する防火防災訓練で事前に危機管理課へ、次ページにある「習志野市防火防災訓練実施計画書」を届出して、危機管理課が認めたもの。

2. てん補の種類

(1) 損害賠償に対するてん補

- ① 損害賠償死亡一時金(5,000万円を限度)
- ② 損害賠償傷害一時金(等級により 5,000万円～500万円を限度)

(2) 災害補償に対するてん補

- ① 災害補償死亡一時金(700万円を限度)
- ② 災害補償後遺障害一時金(等級により 700万円～70万円を限度)
- ③ 入院療養補償(1日 3,500円、90日限度)
- ④ 通院療養補償(1週間以上通院、通院1日 2,500円、90日限度)
- ⑤ 休業補償(1日 3,000円、90日限度)

3. 訓練で事故が発生した時は？

本制度の補償対象となる場合がありますので、速やかに危機管理課にご連絡ください。

(電話:047-453-9211)

習志野市防火防災訓練実施計画書

年 月 日

習志野市長 宛て

届出者

住 所

氏 名

⑩

電話番号

防火防災訓練を次のとおり計画しましたので届け出ます。

自主防災組織名等名称	
訓練日時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで
実施場所	(住所 :)
当日責任者	氏名 : (緊急連絡先)
参加人員	人
主な訓練内容	<input type="checkbox"/> シェイクアウト訓練 <input type="checkbox"/> 安否確認訓練 <input type="checkbox"/> 負傷者救出・搬送訓練 <input type="checkbox"/> 応急救護訓練 <input type="checkbox"/> 情報伝達訓練 <input type="checkbox"/> 避難誘導訓練 <input type="checkbox"/> 避難行動に配慮を要する方への対応訓練 <input type="checkbox"/> 応急給水訓練 <input type="checkbox"/> 炊出し訓練 <input type="checkbox"/> 初期消火訓練 <input type="checkbox"/> その他の訓練 ()
備考	

- ・ 計画書は、訓練実施日の前日までに危機管理課に提出してください。
- ・ この訓練に参加した方が当該訓練に起因する事故により、1週間以上通院する傷害を受けた場合は、習志野市が加入している「防火防災訓練災害補償等共済」の補償対象となる場合がありますので、速やかに危機管理課に御連絡ください。

各種表彰制度のご案内

総務省消防庁や千葉県では、地域における災害に強い安全なまちづくりの一層の推進を図るために、自主防災組織を対象とした表彰制度を設けています。

「自分たちの団体こそは！」と興味をお持ちになった自主防災組織は、ぜひ危機管理課(047-453-9211)までお問い合わせください。

1. 千葉県地域防災力向上知事表彰(6月～7月頃 募集開始)

県では、「自分たちの地域は地域みんなで守る」とする自助・共助の取組を促進することを目的として、平成24年度に「千葉県地域防災力向上知事表彰」を創設し、自主防災組織の防災活動や学校の防災教育などにおいて、長年にわたって他の模範となる活動や地域と連携した活動を行う団体を表彰しています。

実施主体	千葉県	
対象	県内に所在する自主防災組織で、継続して概ね10年以上活動しており、災害による被害の軽減に積極的に取り組み、その功績が特に顕著なもの	
推薦について	市からの推薦のみで、市から推薦できる団体は1年に1団体のみ 推薦時期は、6月～7月頃を予定	
表彰について	被表彰数は若干数。表彰時期は11月～12月頃を予定	
本市の 表彰事例	平成25年度	受賞団体：本大久保ホームタウン自治会自主防災会 受賞事例：IT技術を活用した実践的自主防災活動
	平成26年度	受賞団体：吹上苑町会自主防災会 受賞事例：「地道・継続」をモットーとした住民の意識の向上や啓蒙等
		受賞団体：本一町会自主防災部 受賞事例：「向う三軒両隣」の精神に基づく防災協力員制度の構築等
	平成29年度	受賞団体：津田沼ハイライズ自主防災会 受賞事例：集合住宅に特化した防災訓練の実施等
	令和元年度	受賞団体：パークグランディエデナ自主防災会 受賞事例：4棟一体の共助体制の構築等

2. 防災まちづくり大賞(8月～9月頃 募集開始)

阪神・淡路大震災を契機に平成8年度に創設され、地域に根ざした団体・組織等、多様な主体における防災に関する優れた取組、工夫・アイデア等、防災・減災に関する幅広い視点からの効果的な取組等を表彰し、広く全国に紹介することにより、もって地域における災害に強い安全なまちづくりの一層の推進に資することを目的として実施しています。

実施主体	総務省消防庁	
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・防災対策に関するソフト的またはハード的な取組を実施している組織 ・防災対策に関する人材の育成等の取組を実施している組織 ・防災対策に関する普及啓発活動や情報発信等の取組をしている組織 ・地域における住宅防火対策をし、災害や火災に強いまちづくりを推進する組織 	
推薦について	市からの推薦もしくは、組織による自薦 推薦時期は、8月～9月頃を予定	
表彰について	被表彰数は15例程度。表彰時期は2月～3月頃を予定	
表彰の種類	総務大臣賞、消防庁長官賞、日本防火・防災協会長賞	
本市の 表彰事例	平成25年度	賞 : 総務大臣賞 受賞団体: 本大久保ホームタウン自治会自主防災会 受賞事例: IT 技術を活用した実践的自主防災活動
	平成27年度	賞 : 日本防火・防災協会長賞 受賞団体: 本一町会自主防災部 受賞事例: 24時間セーフティネットワークの構築
	平成28年度	賞 : 日本防火・防災協会長賞 受賞団体: 吹上苑町会自主防災会 受賞事例: ボランティア集団「吹上苑町会おたすけ隊」 との連携による地域防災
	平成30年度	賞 : 日本防火・防災協会長賞 受賞団体: 津田沼ハイライズ自主防災会 受賞事例: 子どもからシルバー世代まで、みんなで取り組む防災対策

千葉県地域防災力向上総合支援補助金について

本市では、自助・共助の取組みをより一層充実させ、地域防災力の向上を図るため、「千葉県地域防災力向上総合支援補助金」を活用し、自主防災組織の設立、活動を支援しています。

1. 補助の対象

(1) 自主防災組織の設立促進(限度額20万円)

自主防災組織の新規設立初年度に、防災倉庫、発電機、リヤカー等の防災資機材等を交付します。

(2) 既存自主防災組織の活動促進(限度額2万円)

複数の自主防災組織、町会、自治会等が連合町会、避難所等の単位で連携し、広範囲で行う防災訓練や研修会を実施した際に使用する消耗品を交付します。

2. 連絡事項

➤ 広範囲での防災訓練や研修会を予定されている団体は、概ね2ヵ月前までに危機管理課へご相談ください。

➤ 皆さんの知人や地域で、自主防災組織の新規設立に関するご相談等があった際は、ぜひ、危機管理課(電話:047-453-9211)へご案内くださるようお願いいたします。

コミュニティ助成事業について

1. コミュニティ助成事業とは

コミュニティ助成事業は、一般財団法人自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることができる事業に助成し、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的として実施する事業です。

2. 助成事業の実施主体

習志野市が認める自主防災組織
(顕著な活動実績のある自主防災組織等)



3. 助成対象経費

自主防災組織が実施する地域の防災活動に直接必要な設備等の整備に要する経費(30万円から200万円)。ただし、建築物、消耗品は対象外です。

<参考例>

AED、ヘルメット、投光器、発電機、訓練用消火器

4. 交付事例

年 度: 令和2年度

組織名: 香澄4丁目住宅自主防災会

整備品: 緊急時用浄水装置1台、ディーゼル発電機1台

助成額: 約168万円

5. 令和5年度事業について

令和5年度の実施の有無につきましては、令和4年8月頃に決定される予定ですので、来年度に設備等の整備をお考えの自主防災組織は、8月上旬までに危機管理課に御相談ください。

なお、一般財団法人自治総合センターの審査により、助成の有無が決定されますので、全ての申請が助成対象(採択)となるわけではありません。

地区別防災カルテについて

1. 地区別防災カルテとは

平成24年度に実施した「習志野市防災アセスメント調査」の結果をもとに、習志野市で災害が発生したときの各地区（市内16小学校区別）における詳細な災害の特性や、防災対策の方向性などをまとめたもの



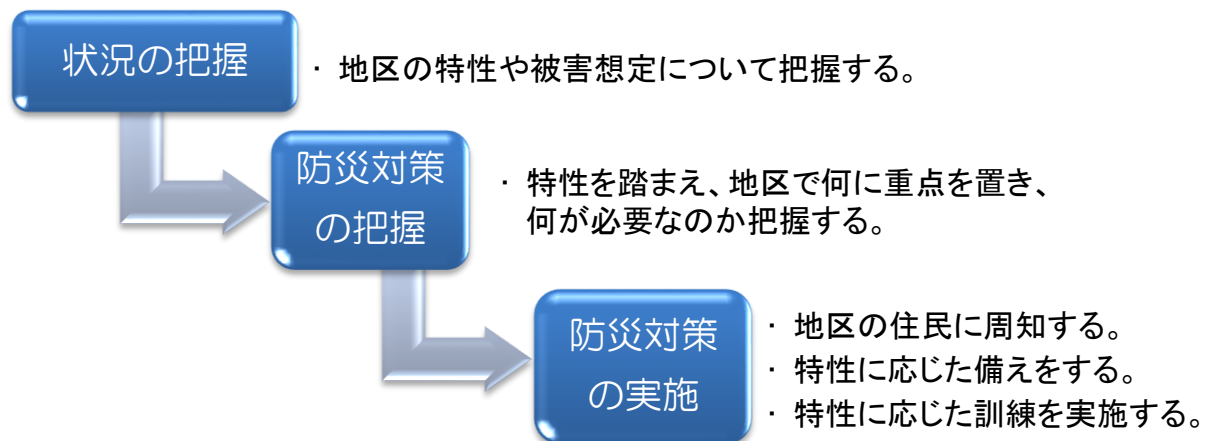
2. 地区別防災カルテの閲覧方法

- (1) 連合町会長、自主防災組織の代表者、避難所として指定している施設に、「地区別活動マニュアル」として配布
- (2) 習志野市のホームページで公開
(トップページ>くらし・手続き>防災・防犯>防災計画>地区別防災カルテ)

3. 地区別防災カルテの内容

- (1) 地区ごとの「災害発生要因図」、「液状化しやすさマップ」、「災害抑止要因図」
- (2) 地区ごとの人口、面積、建物状況等の地区の現況を記したデータ
- (3) 地区ごとの避難施設、給水施設、給水所、福祉施設等の地区の防災拠点を記したデータ
- (4) 地区ごとの被害想定、災害特性、防災対策の方向性等の被害想定に基づいたデータ

4. 地区別防災カルテの活用



※グラフや図を使用しており、視覚的にも読みやすい構成となっています。

令和4年度事業として、地区別防災カルテの更新を実施します。

避難所運営マニュアルについて

1. 避難所運営マニュアルとは

避難所に関わる人の中で、お互いの役割や動きについて共通認識を図り、避難所での混乱を軽減することを目的として、避難所の開設・運営の基本的な手順について、記載されたもの

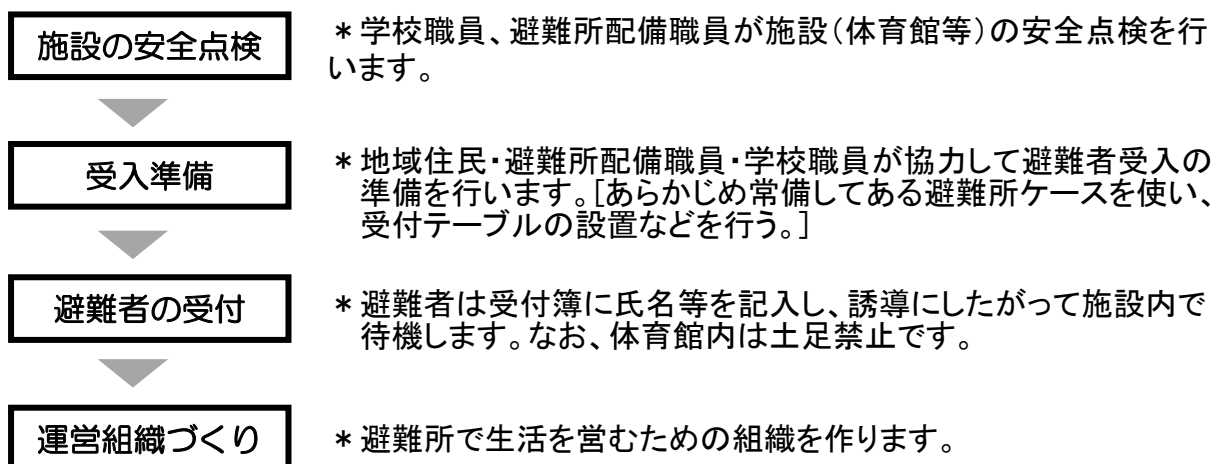
2. 避難所運営マニュアルの閲覧方法

- (1) 連合町会長、自主防災組織の代表者、避難所として指定している施設に、「地区別活動マニュアル」として配布
- (2) 習志野市のホームページで公開
(トップページ>くらし・手続き>防災・防犯>防災計画>災害時における各種活動マニュアルの策定)

3. 避難所開設・運営の基本的事項

- (1) 避難所の開設・運営は、原則として避難してきた方の自主運営となりますので、避難所配備職員(市職員)及び学校職員はその支援を行います。
- (2) 避難所配備職員は、情報の統括や必要な支援(物資や食糧供給等)などを行います。
- (3) 学校職員は施設管理者としての立場から支援を行います。ただし、学校本来の活動も行うため、その点に配慮する必要があります。

4. 避難所開設の流れ



※災害により状況は大きく異なります。このマニュアルは基本的な動きを示すものであり、臨機応変な対応を妨(さまた)げるものではありません。

※あらかじめ各小学校の防災倉庫に常備してある「避難所ケース」から、受付名簿や筆記用具を搬出し、受付等の設置を行う。



避難所についてのQ & A

Q	避難所とは？
A	地震、台風、火災等の大規模な災害により、家屋の倒壊、水没、焼失等が生じ、自宅での生活に危険が伴う、もしくは自宅での生活を続けることが不可能となった場合に、一定期間、生活をするところです。
Q	習志野市の避難所はどこにあるの？
A	市内の小中学校すべて(23箇所)と、東部体育館、習志野高校、実籾高校、津田沼高校を含めた合計27箇所の体育館を市の避難所としています。集中豪雨や高潮で体育館の浸水が予想される場合は校舎の上層階を避難所に指定しています。
Q	いつ避難所に行けばいいの？
A	①地震発生時 市内で震度5強の地震を観測した場合は、被害状況等を考慮して、災害対策本部の判断により必要な避難所を開設します。また、震度6弱以上の地震を観測した場合は、災害対策本部の判断を待つことなく、市内27箇所の全ての避難所を開設します。いずれの場合も、避難所開設は発災後3～6時間頃が目安となります。 ②大雨や台風等発生時 水害・土砂災害が予想される場合は、5段階の警戒レベル(※資料4参照)をもとに避難していただきます。レベル3発令で危険な場所から高齢者等は避難、レベル4発令で危険な場所から全員避難となります。なお、「避難」とは、避難所に行くことだけではなく、自宅に留まり安全を確保する在宅避難や、親族、知人宅、ホテル、旅館等への避難も含まれます。
Q	在宅避難ってなに？
A	災害発生後、水道、電気、ガス等のライフラインが途絶したとしても、住宅の倒壊などの危険がない場合に、ご自宅で生活を続けることです。 避難生活時にかかる心身への負荷を避けることができます。
Q	自宅の建物そのものは無事だが、ライフラインが寸断されてしまった。 この場合も避難所で生活することになるの？
A	ライフラインが寸断されているのは避難所でも同じです。 自宅の建物が無事であれば自宅で生活した方がプライバシーも守られ、身体の負担も少ないと言われており、自宅での避難生活(在宅避難)を基本に考えてください。 このため、日頃より食料、水、常備薬、燃料等の備蓄、家具の転倒防止に努めてください。 市では、避難所などで、可能な範囲で応急給水や救援物資の配布を行いますので、必要に応じて避難所まで取りに来てください。

Q 「避難所」は「一時避難場所(いつときひなんばしょ)」とは何が違うの？

A 「避難所」とは、一定期間、寝泊りをする場所のことをいい、本市では全27箇所の学校の体育館がこれにあたります。一方、「一時避難場所(いつときひなんばしょ)」は、地震発生時の大規模火災や落下物等から一時的に身を守るために、逃げ込む屋外の場所のことです。習志野市では、比較的大きい公園や学校のグラウンド等、全47箇所を一時避難場所として指定しています。

Q 避難所は、発災後すぐに開設されるの？

A 台風などの風水害時は、状況に応じて、前もって避難所の開設をしますが、地震発生後の場合は、避難所施設の安全確認や、避難者を受け入れる準備が必要となりますので、即座に避難所を開設することはできません。発災時の時間帯等にも左右されますが、おおむね3～6時間後を想定しています。したがって、発災直後は、体育館の中には入れません。まずは、一時避難場所への避難や、地域での初期消火や安否確認・救出救護に当たってください。

Q 避難所は、誰が運営するの？

A 避難所は、基本的には避難者自身で運営をします。ただし、開設の段階においては避難者だけでは難しい場合もあるため、余力のある地域の住民の方や自主防災組織の方々にも、可能な範囲でご協力をお願いいたします。一方、市職員(避難所配備職員)や学校職員は、避難所の開設や運営の支援に当たります。

Q 防災倉庫の鍵は誰が持っているの？

A 各避難所に設置の防災倉庫の鍵は、① 各学校、② 自主防災組織代表者、③ 避難所配備職員のほか、消防本部や各連合町会長が持っています。
なお、避難所となる体育館の鍵については、① 各学校、② 避難所配備職員が持っており、施設管理の都合上、自主防災組織代表者等にはお渡ししておりません。

Q 防災倉庫には何が入っているの？

A 各避難所に設置の防災倉庫には、主に、食料や飲料水のほか、初期消火・救出救護用として、災害救助用毛布やレスキューシート、また、生活用として、災害用トイレや使い捨てマスクなどが入っています。
しかしながら、防災倉庫の備蓄について、質、量ともに限界があることも事実であるため、各家庭でも、日頃より防災用品を備蓄するようお願いいたします。

応急救護所について

1. 応急救護所とは

災害等の発生により、多数の傷病者が発生した場合に、医療機関での診療が円滑に進むよう、傷病者の緊急度の見極め(トリアージ)や応急処置を行うことを目的に開設される施設です。

2. 設置場所について

災害発生時には下記4箇所に応急救護所が設置されます。

- ・習志野市保健会館(習志野市鷺沼1-2-1)
- ・第一中学校(習志野市奏の杜1-13-1)
- ・第二中学校(習志野市実籾1-44-1)
- ・第七中学校(習志野市香澄6-1-1)

3. 体制について

応急救護所には市職員その他、習志野市医師会及び習志野市歯科医師会並びに習志野市薬剤師会から、下記の者が派遣され、活動にあたります。

- ・医師
- ・歯科医師
- ・薬剤師
- ・看護師



4. 具体的な活動について

応急救護所では具体的に以下のような活動が行われます。

- ・傷病者の緊急度の見極め(トリアージ)
- ・医療機関(病院等)への搬送の要否及び搬送順位の決定
- ・軽(中等)症者に対する応急処置
- ・医薬品、衛生材料の要請
- ・死亡の確認
- ・市庁舎グラウンド階に設置される災害医療本部との連携 等

※大地震等により多数の負傷者が発生した場合、救急車は重症者の搬送に使用されます。
そのため、軽症者等は皆様の協力により、応急救護所に搬送してください。

災害時協力井戸について

1. 災害時協力井戸登録制度とは

地震等大規模な災害が発生した場合には、水道が断水し、水が確保できない等、不便な生活が予想されます。

このような場合に備えて、市民や企業の皆様が所有されている井戸を「災害時協力井戸」として登録し、災害時に地域の皆さんに生活用水(飲料用の水ではありません)として井戸水を提供していただくとするものです。

2. 災害時協力井戸の要件

1. 市内に所在する電動式、手動式又は電動式手動式併用のポンプ井戸であること。
2. 現に使用しており、今後も引き続き使用を予定しているものであること。
3. 当該井戸の所有者及び管理者が継続的かつ適正に管理していること。
4. 災害時に無償で井戸水を提供できること。
5. 洗面、洗濯、トイレの洗浄等生活用水として使用できる水質であること。
6. 災害時協力井戸の所在地及び所有者等の氏名を町会、自治会及び自主防災組織に情報提供することについて所有者等が同意していること。
7. 本市のホームページ、広報紙、ハザードマップ等に災害時協力井戸の所在地及び所有者等の氏名を掲載することについて所有者等が同意していること。
8. 災害時協力井戸が所在する旨の標識を家屋の門扉等認識しやすい場所に表示することについて所有者等が同意していること。

3. その他

共助の精神に基づくものですので、市からの補助金はありません。

また、生活用水としての利用を原則としますので、市が水質検査を行うことはありません。

新たに井戸を掘るものではなく、既存の井戸を活用するものです。